



従業員の海外赴任時の年末調整

第166回

廣川さん：みらい先生、こんにちは。3年間のベトナム赴任が決まったので、ご挨拶にお伺いしました。

みらい：それはおめでとうございます。希望していた英語を使った仕事が思う存分できますね。

廣川さん：今から楽しみなんです。ただ、出国前の税金手続きがよくわからなくて……。

みらい：どうしましたか。

廣川さん：会社の人事部に「8月20日に支給する給与で年末調整を行います。」と言われました。年末調整は今まで12月の給与で行われていたので、なぜ8月の給与で？と驚いています。

みらい：なるほど、でも今回は年の途中で「年末調整」を行うのが正しい手続きですよ。

廣川さん：どうしてですか。

みらい：それは廣川さんの出国に関係があります。いつ出国する予定ですか。

廣川さん：8月31日です。

みらい：つまり、廣川さんは3年間のベトナム赴任の予定で8月31日に出国するわけですね。そうすると、出国日の翌日である9月1日から非居住者になります。海外赴任したことにより非居住者になるときは、出国前の最後の給与で「年末調整」をすることになっています。

廣川さん：だから8月20日の給与で「年末調整」が行われるわけですね。でも生命保険料控除はどうすればいいですか。年末調整の時は1年間の生命保険料が記載された保険料控除証明書を準備した記憶がありません。これは12月の年末調整の時しか準備できないのではないですか。

みらい：今回は1年分の保険料を控除することはできません。

廣川さん：え！そうなんですか。

みらい：今回の「年末調整」で控除できるのは、居住者である1月1日から8月31日までに支払った生命保険料に限られます。これは給与から控除されている社会保険料も同じで、「年末調整」の対象となるのは、8月20日の給与で控除された社会保険料までです。

廣川さん：それは残念……。

みらい：でも、扶養控除は大丈夫ですよ。廣川さんは確かお子さんがいましたね。

廣川さん：はい、扶養は高校生の子供一人です。妻は正社員で働いているので、扶養には入れていません。

みらい：では今回の「年末調整」で、通常の年末調整と同じ380,000円の扶養控除を受けることができます。

廣川さん：なるほど、扶養控除は、年の途中で「年末調整」を行う場合でも変わらないんですね。

ところで「年末調整」後の9月以降の給与はどうなりますか。会社の給与は、基本給は当月末締の当月支払、残業手当は当月末締の翌月支払です。私は海外赴任後も給与を日本から受け取ることにしています。

みらい：9月分の給与は少し注意が必要です。9月分の給与は、基本給は国外源泉所得ですが、残業手当は8月に日本で勤務したことによるものなので国内源泉所得に該当します。この残業手当のような国内源泉所得が非居住者となった後に支払われる場合、本来は、20.42%の税率で課税されます。ただし、例外措置があって、非居住者となった日以後支給時期の到来する給与のうち、計算期間が1か月以下のものは、給与全額が国内で行った勤務に対応する場合を除いて、その総額を国内源泉所得に該当しないものとして取り扱って差し支えないこととされています。廣川さんの9月分給与も総額が国内源泉所得に該当しないものとして取り扱うことができますので、日本では課税されませんよ。また10月以降の給与は、すべてベトナムで勤務したことによる国外源泉所得に該当するので、日本での課税は行われません。

廣川さん：そうですか、よくわかりました。

みらい：あとベトナムでの申告も必要になるので気をつけてくださいね。

廣川さん：そちらも相談させてもらいます。どうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ
みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所
霞が関司法書士事務所
〒100-6004
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
TEL : 81-3-3519-3970 (代)
FAX : 81-3-3519-3971
URL : <http://www.miraic.jp/>